

別表十二(二)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

※新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行日以後に終了する事業年度用

中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書

特 定 法 人 の 名 称		1	事 業 年 度		・	・	法人名			別表十二(二)
期首中小企業事業再編投資損失準備金の金額		11	円							
措 法 第 56 条 第 1 項 の 表 の 各 号 の 該 当 号		2	第 号							
経営力向上計画又は特別事業再編計画の認定を受けた日		3	・							
当 期 積 立 額		4	円							
積 当期において取得した特定株式等の取得年月日		5	・							
立 (5)の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額		6	円							
度 (6) × $\frac{70, 90 \text{ 又は } 100}{100}$		7								
の 「15」欄		中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入を適用している場合 (1) 経営力向上計画に係る措置(「2」欄が「第1号」) ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第56条第1項の表の第1号」 ② 「区分番号」欄: 「00672」 ③ 「適用額」欄: 「15」欄の金額 (2) 特別事業再編計画に係る措置(「2」欄が「第2号」) ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第56条第1項の表の第2号」 ② 「区分番号」欄: 「00711」 ③ 「適用額」欄: 「15」欄の金額								
算 算 入 額										
積 立 事 業 年 度										
据 置 期 間 経 過 後 5 年 間 均 等 益 金 算 入 額										
同 上 以 外 の 場 合 に 由 る 益 金 算 入 額										
計										
当 期 積 立 額 の うち 損 金 算 入 額										
期 末 中 小 企 業 事 業 再 編 投 資 損 失 準 備 金 の 金 額										
貸 借 対 照 表 に 計 上 さ れ て い る 中 小 企 業 事 業 再 編 投 資 損 失 準 備 金										
差 引										
崩 不 足 額										
の 合 計 額										
る 差 額										
算 入 額										
期 首 現 在 の 準 備 金 額										
据 置 期 間 経 過 後 5 年 間 均 等 益 金 算 入 に 由 る 場 合										
(22) × $\frac{\text{当期の月数}}{60}$										
(24) 以 外 の 場 合										
翌 期 繰 越 額										
(23) - (24) - (25)										
22		23								
24		25								
26										
据 置 期 間 経 過 後 5 年 間 均 等 益 金 算 入 額										
同 上 以 外 の 場 合 に 由 る 益 金 算 入 額										
計										
当 期 積 立 額 の うち 損 金 算 入 額										
期 末 中 小 企 業 事 業 再 編 投 資 損 失 準 備 金 の 金 額										
貸 借 対 照 表 に 計 上 さ れ て い る 中 小 企 業 事 業 再 編 投 資 損 失 準 備 金										
差 引										
崩 不 足 額										
の 合 計 額										
る 差 額										
算 入 額										
期 首 現 在 の 準 備 金 額										
据 置 期 間 経 過 後 5 年 間 均 等 益 金 算 入 に 由 る 場 合										
(22) × $\frac{\text{当期の月数}}{60}$										
(24) 以 外 の 場 合										
翌 期 繰 越 額										
(23) - (24) - (25)										

(注) 本別表は、「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」の施行日以後に終了する事業年度が対象となります。

令和6年4月1日から「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」の施行日の前日までの間に終了する事業年度については、P52をご参照ください。